

参 考 资 料

資料 1. 関連法令・条例の概要

多目的屋内施設を整備する場合の関連法令・条例の概要は以下のとおりです。〔図表 1- 1～図表 1- 6〕

図表 1- 1 都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）

条 項	内 容
第二条 定義	この法律において「公園施設」とは、都市公園の効用を全うするため当該都市公園に設けられる次に掲げる施設をいう。 一 園路及び広場 二 植栽、花壇、噴水その他の修景施設で政令で定めるもの 三 休憩所、ベンチその他の休養施設で政令で定めるもの 四 ぶらんこ、滑り台、砂場その他の遊戯施設で政令で定めるもの 五 野球場、陸上競技場、水泳プールその他の運動施設で政令で定めるもの 六 植物園、動物園、野外劇場その他の教養施設で政令で定めるもの 七 飲食店、売店、駐車場、便所その他の便益施設で政令で定めるもの 八 門、柵、管理事務所その他の管理施設で政令で定めるもの 九 前各号に掲げるもののほか、都市公園の効用を全うする施設で政令で定めるもの
第四条 公園施設の 設置基準	一の都市公園に公園施設として設けられる建築物（建築基準法（昭和二十五年法律第二百一十号）第二条第一号に規定する建築物をいう。以下同じ。）の建築面積（国立公園又は国定公園の施設たる建築物の建築面積を除く。以下同じ。）の総計の当該都市公園の敷地面積に対する割合は、百分の二を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める割合（国の設置に係る都市公園にあつては、百分の二）を超えてはならない。ただし、動物園を設ける場合その他政令で定める特別の場合においては、政令で定める範囲を参酌して当該都市公園を設置する地方公共団体の条例で定める範囲（国の設置に係る都市公園にあつては、政令で定める範囲）内でこれを超えることができる。 2 前項に規定するもののほか、公園施設の設置に関する基準については、政令で定める。

図表 1- 2 都市公園法施行令（昭和 31 年政令第 290 号）

条 項	内 容
第五条 公園施設の 種類	法第二条第二項第二号の政令で定める修景施設は、植栽、芝生、花壇、いけがき、日陰たな、噴水、水流、池、滝、つき山、彫像、灯籠、石組、飛石その他これらに類するものとする。 2 法第二条第二項第三号の政令で定める休養施設は、次に掲げるものとする。 一 休憩所、ベンチ、野外卓、ピクニック場、キャンプ場その他これらに類するもの 二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあつては当該地方公共団体が条例で定める休養施設、国の設置に係る都市公園にあつては国土交通大臣が定める休養施設 3 法第二条第二項第四号の政令で定める遊戯施設は、次に掲げるものとする。 一 ぶらんこ、滑り台、シーソー、ジャングルジム、ラダー、砂場、徒渉池、舟遊場、魚釣場、メリーゴーラウンド、遊戯用電車、野外ダンス場その他これ

	<p>らに類するもの</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める遊戯施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める遊戯施設</p> <p>4 法第二条第二項第五号の政令で定める運動施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 野球場、陸上競技場、サッカー場、ラグビー場、テニスコート、<u>バスケットボール場、バレーボール場</u>、ゴルフ場、ゲートボール場、水泳プール、温水利用型健康運動施設、ボート場、スケート場、スキー場、相撲場、弓場、乗馬場、鉄棒、つり輪、リハビリテーション用運動施設その他これらに類するもの及びこれらに附属する観覧席、更衣所、控室、運動用具倉庫、シャワーその他これらに類する工作物</p> <p>二 前号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める運動施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める運動施設</p> <p>5 法第二条第二項第六号の政令で定める教養施設は、次に掲げるものとする。</p> <p>一 植物園、温室、分区園、動物園、動物舎、水族館、自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、<u>野外音楽堂</u>、図書館、陳列館、天体又は気象観測施設、<u>体験学習施設</u>、記念碑その他これらに類するもの</p> <p>二 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの</p> <p>三 前二号に掲げるもののほか、都市公園ごとに、地方公共団体の設置に係る都市公園にあっては当該地方公共団体が条例で定める教養施設、国の設置に係る都市公園にあっては国土交通大臣が定める教養施設</p> <p>6 法第二条第二項第七号の政令で定める便益施設は、飲食店（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二条第四項に規定する接待飲食等営業に係るものを除く。）、売店、宿泊施設、駐車場、園内移動用施設及び便所並びに荷物預り所、時計台、水飲場、手洗場その他これらに類するものとする。</p> <p>7 法第二条第二項第八号の政令で定める管理施設は、門、柵、管理事務所、詰所、倉庫、車庫、材料置場、苗畑、掲示板、標識、照明施設、ごみ処理場（廃棄物の再生利用のための施設を含む。以下同じ。）、くず箱、水道、井戸、暗渠、水門、雨水貯留施設、水質浄化施設、護岸、擁壁、発電施設（環境への負荷の低減に資するものとして国土交通省令で定めるものに限る。第三十一条第八号において同じ。）その他これらに類するものとする。</p> <p>8 法第二条第二項第九号の政令で定める施設は、展望台及び集会所並びに食糧、<u>医薬品等災害応急対策に必要な物資の備蓄倉庫</u>その他災害応急対策に必要な施設で国土交通省令で定めるものとする。</p>
<p>第六条</p> <p>公園施設の建築面積の基準の特例が認められる特別の場合</p>	<p>法第四条第一項ただし書の政令で定める特別の場合は、次に掲げる場合とする。</p> <p>一 <u>前条第二項に規定する休養施設、同条第四項に規定する運動施設、同条第五項に規定する教養施設、同条第八項に規定する備蓄倉庫その他同項の国土交通省令で定める災害応急対策に必要な施設又は自然公園法（昭和三十三年法律第六十一号）に規定する都道府県立自然公園の利用のための施設である建築物（次号に掲げる建築物を除く。）を設ける場合</u></p> <p>二 前号の休養施設又は教養施設である建築物のうち次のイからハまでのいずれかに該当する建築物を設ける場合</p> <p>イ 文化財保護法（昭和二十五年法律第二百十四号）の規定により国宝、重要文</p>

<p>合等</p>	<p>化財、重要有形民俗文化財、特別史跡名勝天然記念物若しくは史跡名勝天然記念物として指定され、又は登録有形文化財、登録有形民俗文化財若しくは登録記念物として登録された建築物その他これらに準じて歴史上又は学術上価値の高いものとして国土交通省令で定める建築物</p> <p>ロ 景観法（平成十六年法律第百十号）の規定により景観重要建造物として指定された建築物</p> <p>ハ 地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（平成二十年法律第四十号）の規定により歴史的風致形成建造物として指定された建築物</p> <p>三 屋根付広場、壁を有しない雨天用運動場その他の高い開放性を有する建築物として国土交通省令で定めるものを設ける場合</p> <p>四 仮設公園施設（三月を限度として公園施設として臨時に設けられる建築物をいい、前三号に規定する建築物を除く。）を設ける場合</p> <p><u>2 地方公共団体の設置に係る都市公園についての前項第一号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</u></p> <p>3 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第二号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>4 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第三号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文又は前二項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>5 地方公共団体の設置に係る都市公園についての第一項第四号に掲げる場合に関する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、同号に規定する建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の二を限度として同項本文又は前三項の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>6 地方公共団体の設置に係る都市公園についての認定公募設置等計画に基づき公募対象公園施設である建築物（第一項各号に規定する建築物を除く。）を設ける場合に関する法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する法第四条第一項ただし書の政令で定める範囲は、当該公募対象公園施設である建築物に限り、当該都市公園の敷地面積の百分の十を限度として同項本文の規定により認められる建築面積を超えることができることとする。</p> <p>7 国の設置に係る都市公園についての法第四条第一項ただし書（法第五条の九第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の政令で定める範囲については、第二項から前項までの規定を準用する。</p>
-----------	--

図表 1- 3 豊橋市都市公園条例（昭和 32 年 4 月 1 日条例第 7 号）

条 項	内 容
<p>第 2 条の 4 公園施設の 建築面積の 基準に係る 割合等</p>	<p>法第 4 条第 1 項本文の条例で定める割合は、<u>100 分の 2</u>とする。</p> <p>2 法第 4 条第 1 項ただし書の条例で定める範囲は、<u>政令第 6 条第 2 項から第 5 項までに定める範囲</u>とする。</p>

図表 1- 4 建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）

条 項	内 容
<p>第 48 条</p> <p>用途地域等</p>	<p>5 <u>第一種住居地域内においては、別表第二（ほ）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が第一種住居地域における住居の環境を害するおそれがないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</u></p> <p>14 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、田園住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域又は工業専用地域（以下「用途地域」と総称する。）の指定のない区域（都市計画法第七条第一項に規定する市街化調整区域を除く。）内においては、別表第二（か）項に掲げる建築物は、建築してはならない。ただし、特定行政庁が当該区域における適正かつ合理的な土地利用及び環境の保全を図る上で支障がないと認め、又は公益上やむを得ないと認めて許可した場合においては、この限りでない。</p>
<p>別表第二</p> <p>（い）</p> <p>第一種低層住居専用地域内に建築することができる建築物</p>	<p>一 住宅</p> <p>二 住宅で事務所、店舗その他これらに類する用途を兼ねるもののうち政令で定めるもの</p> <p>三 共同住宅、寄宿舎又は下宿</p> <p>四 学校（大学、高等専門学校、専修学校及び各種学校を除く。）、図書館その他これらに類するもの</p> <p>五 神社、寺院、教会その他これらに類するもの</p> <p>六 老人ホーム、保育所、福祉ホームその他これらに類するもの</p> <p>七 公衆浴場（風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二条第六項第一号に該当する営業（以下この表において「個室付浴場業」という。）に係るものを除く。）</p> <p>八 診療所</p> <p>九 巡査派出所、公衆電話所その他これらに類する政令で定める公益上必要な建築物</p> <p>十 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）</p>
<p>別表第二</p> <p>（は）</p> <p>第一種中高層住居専用地域内に建築することができる建築物</p>	<p>一 （い）項第一号から第九号までに掲げるもの</p> <p>二 大学、高等専門学校、専修学校その他これらに類するもの</p> <p>三 病院</p> <p>四 老人福祉センター、児童厚生施設その他これらに類するもの</p> <p>五 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもののうち政令で定めるものでその用途に供する部分の床面積の合計が五百平方メートル以内のもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>六 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートル以内のもの又は都市計画として決定されたもの（三階以上の部分をその用途に供するものを除く。）</p> <p>七 公益上必要な建築物で政令で定めるもの</p> <p>八 前各号の建築物に附属するもの（政令で定めるものを除く。）</p>
<p>別表第二</p> <p>（ほ）</p> <p>第一種住居</p>	<p>一 <u>（へ）項第一号から第五号までに掲げるもの</u></p> <p>二 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの</p> <p>三 カラオケボックスその他これに類するもの</p>

<p><u>地域内に建築してはならない建築物</u></p>	<p><u>四 (は) 項に掲げる建築物以外の建築物の用途に供するものでその用途に供する部分の床面積の合計が三千平方メートルを超えるもの(政令で定めるものを除く。)</u></p>
<p>別表第二 (へ) 第二種住居 地域内に建築してはならない建築物</p>	<p>一 (と) 項第三号及び第四号並びに(り) 項に掲げるもの 二 原動機を使用する工場で作業場の床面積の合計が五十平方メートルを超えるもの 三 劇場、映画館、演芸場若しくは<u>観覧場</u>又はナイトクラブその他これに類する政令で定めるもの 四 自動車車庫で床面積の合計が三百平方メートルを超えるもの又は三階以上の部分にあるもの(建築物に附属するもので政令で定めるもの又は都市計画として決定されたものを除く。) 五 倉庫業を営む倉庫 六 店舗、飲食店、展示場、遊技場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類する用途で政令で定めるものに供する建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が一万平方メートルを超えるもの</p>

図表 1- 5 豊橋市風致地区内における建築等の規制に関する条例
(平成 26 年 12 月 11 日条例第 55 号)

条 項	内 容
<p>第 4 条 許可の基準</p>	<p>市長は、第 2 条第 1 項各号に掲げる行為で次に定める基準に適合するものについては、同項の許可をするものとする。</p> <p>(1) 建築物等の新築 ア 仮設の建築物等 (ア) 当該建築物等の構造が、容易に移転し、又は除却することができるものであること。 (イ) 当該建築物等の規模及び形態が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>イ 地下に設ける建築物等については、当該建築物等の位置及び規模が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に支障を及ぼすおそれが少ないこと。</p> <p><u>ウ その他の建築物等</u> (ア) <u>建築物にあつては、当該建築物の高さが、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表高さの欄に掲げる高さ以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。</u> (イ) 建築物にあつては、当該建築物の建築面積(同一敷地内に 2 以上の建築物がある場合又はあることとなる場合においては、その建築面積の合計とする。)の敷地面積に対する割合(以下「建ぺい率」という。)が、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、それぞれ同表建ぺい率の欄に掲げる割合以下であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。 (ウ) 建築物にあつては、当該建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地の境界線までの距離(以下「外壁の後退距離」という。)が、別表地区の欄に掲げる地区の区分ごとに、同表外壁の後退距離の欄に掲げる敷地の境界線の区分</p>

	<p>に応じ、それぞれ同欄に掲げる距離以上であること。ただし、周辺の土地の状況により風致の維持に支障がないと認められる場合においては、この限りでない。</p> <p>(エ) 建築物にあっては当該建築物の位置、形態及び意匠が、工作物（建築物以外の工作物をいう。以下同じ。）にあっては、当該工作物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でないこと。</p> <p>(オ) 建築物にあっては、その敷地が造成された宅地又は埋立て若しくは干拓が行われた土地であるときは、当該土地及びその周辺の土地の区域における風致の維持に必要な植栽その他の措置を行うものであること。</p> <p>(カ) 建築物にあっては、当該建築物が周囲の地面と接する位置の高低差が6メートル以下であること。ただし、当該建築物の位置、規模、形態及び意匠が、当該新築の行われる土地及びその周辺の土地の区域における風致と著しく不調和でなく、かつ、敷地内について風致の維持に有効な措置が行われることが確実に認められる場合においては、この限りでない。</p>																														
別表（第4条、第5条関係）	<table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区</th> <th rowspan="2">高さ</th> <th rowspan="2">建ぺい率</th> <th colspan="2">外壁の後退距離</th> <th rowspan="2">緑地率</th> <th rowspan="2">切土又は盛土の高さ</th> </tr> <tr> <th>道路に接する敷地の境界線</th> <th>その他の敷地の境界線</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>第1種風致地区</td> <td>8 m</td> <td>20%</td> <td>3 m</td> <td>1.5m</td> <td>50%</td> <td>3 m</td> </tr> <tr> <td>第2種風致地区</td> <td>10m</td> <td>30%</td> <td>2 m</td> <td>1.0m</td> <td>40%</td> <td>3 m</td> </tr> <tr> <td>第3種風致地区</td> <td>15m</td> <td>40%</td> <td>2 m</td> <td>1.0m</td> <td>30%</td> <td>5 m</td> </tr> </tbody> </table>	地区	高さ	建ぺい率	外壁の後退距離		緑地率	切土又は盛土の高さ	道路に接する敷地の境界線	その他の敷地の境界線	第1種風致地区	8 m	20%	3 m	1.5m	50%	3 m	第2種風致地区	10m	30%	2 m	1.0m	40%	3 m	第3種風致地区	15m	40%	2 m	1.0m	30%	5 m
地区	高さ				建ぺい率	外壁の後退距離			緑地率	切土又は盛土の高さ																					
		道路に接する敷地の境界線	その他の敷地の境界線																												
第1種風致地区	8 m	20%	3 m	1.5m	50%	3 m																									
第2種風致地区	10m	30%	2 m	1.0m	40%	3 m																									
第3種風致地区	15m	40%	2 m	1.0m	30%	5 m																									

図表 1- 6 文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）

条 項	内 容
第 92 条 調査のための発掘に関する届出、指示及び命令	<p>土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもって、発掘に着手しようとする日の三十日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。</p> <p>2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に関し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。</p>
第 93 条 土木工事等のための発掘に関する届出及び指示	<p>土木工事その他埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第一項の規定を準用する。この場合において、同項中「三十日前」とあるのは、「六十日前」と読み替えるものとする。</p> <p>2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第一項の届出に係る発掘に関し、当該発掘前における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。</p>

資料 2. 意向調査（アンケート調査票）

① 豊橋市体育協会の加盟団体（協会）へのアンケート内容

豊橋市体育協会の加盟団体（協会）のうち、屋内競技を実施している 17 団体へ以下の調査票を配布し、各協会のニーズを把握しました。〔図表 2- 1〕

図表 2- 1 アンケート調査票

豊橋市体育協会加盟団体（協会）のアンケート調査票	
1	回答者について
1.1	回答者の競技団体名 回答者の競技団体の名称について教えてください。 <input type="text"/>
1.2	実施している競技種目 回答者の競技団体において、実施している競技種目について教えてください。 <input type="text"/>
1.3	所属している人数 回答者の競技団体において、所属している人数について教えてください。 <u>あてはまるものを1つ選んでください。</u> <input type="checkbox"/> 100名未満 <input type="checkbox"/> 100名以上 500名未満 <input type="checkbox"/> 500名以上 1000名未満 <input type="checkbox"/> 1000名以上 2000名未満 <input type="checkbox"/> 2000名以上
1.4	所属員の年齢構成 回答者の競技団体の年齢構成について、最も <u>あてはまるものを1つ選んでください。</u> <input type="checkbox"/> 10代以下が最も多い <input type="checkbox"/> 20代が最も多い <input type="checkbox"/> 30代が最も多い <input type="checkbox"/> 40代が最も多い <input type="checkbox"/> 50代が最も多い <input type="checkbox"/> 60代以上が最も多い
1.5	専門家（指導者、審判員）の育成 回答者の競技団体で指導者、審判等の講習会を行っていますか。最も <u>あてはまるものを1つ選んでください。</u>

- 定期的に行っている（年 回程度）
- 過去に行ったことがある
- 主催では行っていないが、市外の講習会があれば積極的に参加促進している
- 行っていない

1.6 専門家（指導者、審判員）の育成

1.5で「定期的に行っている」、「過去に行ったことがある」、「主催では行っていないが、市外の講習会があれば積極的に参加している」と回答された方に質問です。その具体的な内容・場所について教えてください。

2 大会やイベント利用時について

多目的屋内施設の規模を検討するに際し、市内でどのような規模の大会やイベントが開催されているのかを把握するため、以下の設問にお答えください。

2.1 大会やイベントの概要

これまで主催・共催で開催した大会やイベントで参加規模が最も大きいものの概要を教えてください。

(1) 過去10年間において、大会やイベントで参加規模が最も大きいもの

- 大会・イベント名 ()
- 利用者の属性・年代 ()
- 利用施設 ()
- 利用面数 ()

(2) 毎年行われている大会やイベントで参加規模が最も大きいもの

※(1)と同じ場合は省略しても構いません。

- 大会・イベント名 ()
- 利用者の属性・年代 ()
- 利用施設 ()
- 利用面数 ()

2.2 大会やイベントの規模

2.1で回答された大会やイベントについて質問です。その大会やイベントの規模を教えてください。あてはまるものを1つ選んでください。

(1) 過去の大会やイベントで参加規模が最も大きいもの

- 市大会以下
- 東三河大会
- 県大会

- 東海大会
- 全国大会、実業団リーグなど

(2) 毎年行われている大会やイベントで参加規模が最も大きいもの

- 市大会以下
- 東三河大会
- 県大会
- 東海大会
- 全国大会、実業団リーグなど

2.3 参加人数

2.1 で回答された大会やイベントについて質問です。大会やイベントの参加人数を教えてください。見学者や同行者は除きます。

(1) 過去 10 年間に於いて、大会やイベントで参加規模が最も大きいもの

- 総数 約 _____ 名
- 団体数 約 _____ チーム

(2) 毎年行われている大会やイベントで参加規模が最も大きいもの

- 総数 約 _____ 名
- 団体数 約 _____ チーム

2.4 観客人数

2.1 で回答された大会について質問です。大会の利用時に於いて、観客人数（見学者や同行者含む）はどれくらいですか。

(1) 過去 10 年間に於いて、大会で参加規模が最も大きいもの

- 総数 約 _____ 名

(2) 毎年行われている大会で参加規模が最も大きいもの

- 総数 約 _____ 名

2.5 大会やイベントの利用時に関する問題点

2.1 (2) で回答された大会やイベントの利用時における、現状の問題点を教えてください。あてはまるものを 3 つまで選び、最も問題と思われる項目から順番に数字を記入してください。

- () 競技スペースが少ない。
- () 利用したいときに予約がとれない。
- () 見学者等が観覧できるスペースがない。
- () シャワー室、ロッカー、更衣室が充実していない。
- () 備品の取り出しや収納に手間がかかる。

() 会議室、研修室が充実していない。

() その他 ()

3 施設規模・機能の要望について

多目的屋内施設の規模・機能を検討するに際し、各団体でどのような要望があるかを把握するため、以下の設問にお答えください。

3.1 大会やイベント利用時における希望する競技スペース

ご回答団体の利用実態を踏まえ、大会やイベント利用時における理想的又は適切な競技スペース（必要面数）、その大会・イベント名および開催日数を教えてください。

(必要面数の記入例：○人制バレーボールコート○面等)

- 必要面数：
- 大会・イベント名：
- 開催日数：

3.2 導入を希望する施設機能（諸室等）

多目的屋内施設に導入してほしい諸室等を教えてください。あてはまるものを3つまで選んでください。

- エントランスラウンジ、待合ロビー等（待合・交流・休憩スペース）
- レストラン、カフェ
- コンビニエンスストア、売店
- キッズスペース（託児スペース含む）
- トレーニングルーム（競技力向上、健康増進）
- 鏡面壁付きのスタジオ（フィットネス・ダンスルーム等）
- 温浴スペース
- 合宿所、宿泊スペース
- 屋内ランニングコース
- 展示スペース、ギャラリー
- その他 ()

3.3 導入を希望する施設機能（設備）

多目的屋内施設に導入してほしい設備を教えてください。

3.4 導入効果

希望する規模や機能が実現した場合、これまでの利用に変化は起こりますか。あてはまるものを2つまで選んでください。

- 利用人数が増える

- 利用頻度が増える
- 利用時間が長くなる
- 他競技種目団体との交流が増える
- 見学者や同行者を誘いやすくなる
- 活動拠点を変更する
- これまでよりも規模の大きい大会やイベントができる
- その他 ()

4 その他、自由意見

4.1 多目的屋内施設に関する意見・要望

上記の設問以外に、ご意見・ご要望がありましたら教えてください。

4.2 既存体育施設に関する意見要望

豊橋市における既存の屋内体育施設に、ご意見・ご要望がありましたら教えてください。

ご記入ありがとうございました。

以上

② 協会に所属しているクラブチームへのアンケート内容

豊橋市体育協会の加盟団体（協会）に所属しているクラブチームを中心に、以下の調査票を配布し、186のクラブチームからのニーズを把握しました。〔図表2-2〕
 ※令和2年9月16日から同年10月16日までの期間中、市内スポーツ施設を利用したクラブチームを対象（アンケート票の配布）としたため、豊橋市体育協会の加盟団体（協会）に所属していないクラブチームも含まれる。

図表2-2 アンケート調査票

クラブチームのアンケート調査票

1 回答者について

1.1 回答者の所属団体（クラブチーム）

回答者の所属団体の名称について教えてください。

競技団体名／	（記入例：●●協会）
所属団体（クラブチーム）名／	

※各競技団体、クラブチーム等に属していない場合は、「無所属」とご記入ください。

1.2 実施している競技種目

回答者の所属団体において、実施している競技種目について教えてください。

※各競技団体、クラブチーム等に属していない場合は、本日ご利用の競技種目をご記入ください。

1.3 所属している人数

回答者の所属団体において、所属している人数について教えてください。あてはまるものを1つ選んでください。

※所属人数及び年齢構成について、各競技団体、クラブチーム等に属していない場合は、本日ご利用人数、年齢構成より選んでください。

- 10名未満
- 10名以上25名未満
- 25名以上50名未満
- 50名以上100名未満
- 100名以上

1.4 所属員の年齢構成

回答者の所属団体の年齢構成について、最もあてはまるものを1つ選んでください。

- 10代以下が最も多い
- 20代が最も多い
- 30代が最も多い
- 40代が最も多い
- 50代が最も多い
- 60代以上が最も多い

2 施設規模・機能の要望について

多目的屋内施設の規模・機能を検討するに際し、各団体でどのような要望があるかを把握するため、以下の設問にお答えください。

2.1 練習時における希望する競技スペース

ご回答団体の利用実態を踏まえ、練習時における理想的又は適切な競技スペース（必要面積）を教えてください。

--

2.2 導入を希望する施設機能（諸室等）

多目的屋内施設に導入してほしい諸室等を教えてください。あてはまるものを3つまで選んでください。

- エントランスラウンジ、待合ロビー等（待合・交流・休憩スペース）
- レストラン、カフェ
- コンビニエンスストア、売店
- キッズスペース（託児スペース含む）

③ イベント等の主催を行っている団体へのアンケート内容

豊橋市内の文化施設においてイベント等を主催している4団体へ以下の調査票を配布し、各団体のニーズを把握しました。〔図表2-3〕

図表2-3 アンケート調査票

イベント等の主催を行っている団体のアンケート調査票	
1	<p>貴団体が主催（共催含む）する豊橋市内でのイベントや公演の開催数について</p> <p>豊橋市内で年間どれくらいのイベントや公演を開催しているか教えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>
2	<p>イベントや公演の開催概要について</p> <p>過去10年間において、豊橋市内で開催されたイベントや公演で入場者数（観客動員数）が最も大きいものの概要を教えてください。</p> <p>(1) イベントや公演で入場者数が最も大きいもの</p> <ul style="list-style-type: none">➤ イベント・公演名 ()➤ 入場者数 (約 名)➤ 観客の年代 ()➤ 利用施設 ()➤ 入場料金 () <p>(2) 年間を通じて開催数の多いイベントや公演の規模</p> <ul style="list-style-type: none">➤ 開催ジャンル ()➤ 入場者数規模 ()➤ 開催頻度 (年 回程度)➤ 観客の年代 ()
3	<p>多目的屋内施設に関する意見、要望について</p> <p>多目的屋内施設の規模・機能を検討するに際し、各団体でどのような要望があるかを把握するため、ご意見・ご要望がありましたら教えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>
4	<p>利用施設に対する問題点、要望について</p> <p>貴団体が利用する豊橋市内の施設に対するご意見・ご要望がありましたら教えてください。</p> <div style="border: 1px solid black; height: 20px; width: 100%;"></div>
<p>ご記入ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">以上</p>	

多目的屋内施設の基本計画策定に向けた基礎調査報告書

令和 3年 3月発行

豊橋市文化・スポーツ部「スポーツのまち」づくり課

〒440-8501 豊橋市今橋町1番地

電話 (0532) 51-2864